

# 標章及びマスコット等の使用の手引

(2025 年 4 月現在)

行こう。それぞれの頂へ。



## 信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会



長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会  
長野県準備委員会

## はじめに

この「手引」は、令和10年（2028年）に長野県で開催される第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）における標章及びマスコット等の使用に関する基本ルールをまとめたものです。標章及びマスコット等を使用する場合は、国・地方公共団体等が公共目的で使用する場合を除き、原則として事前に申請（公共目的使用許可申請書、デザイン案等の提出）が必要です。使用のルール等に留意し、広くご活用ください。

なお、詳細については「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会に係る標章及びマスコット等使用取扱規程」（以下、「規程」）をご覧ください。

## 目次

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 使用目的            | ・・・・・・・・ 3 |
| 使用できる標章及びマスコット等 | ・・・・・・・・ 4 |
| 使用の手続き          | ・・・・・・・・ 4 |
| 使用上の注意点         | ・・・・・・・・ 6 |

## 注意事項

使用目的が以下の項目に該当する場合は、使用をお断りすること、または使用許可を取り消すことがありますので御注意ください。

- ① スポーツ及び両大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- ② 標章及びマスコット等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- ③ 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- ④ 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- ⑤ 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- ⑥ 使用目的が明らかでないとき。
- ⑦ 両大会協賛企業の協賛権利を侵害するおそれのあるとき。
- ⑧ その他県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）会長が不適当と認めるとき。

## 問合せ先

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備（実行）委員会事務局  
（長野県観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局内）

電話：026-235-7440 FAX：026-235-7451 メール：[koho2028@pref.nagano.lg.jp](mailto:koho2028@pref.nagano.lg.jp)

## 使用目的

標章及びマスコット等は、以下に掲げる公共目的による使用の場合に限り、無償で使用するができます。

### ◆標章の場合◆

- ① 資料又は出版物及び無償で交付される記念品等についての使用であって、国スポの開催に寄与すると認められるとき。
- ② 国スポに対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。
- ③ 県委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。
- ④ その他県委員会会長（以下「会長」という。）が国スポの開催に寄与すると認められるとき。

### ◆マスコット等の場合◆

- ① 資料又は出版物及び無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又は障がい者の社会参加の推進及び両大会の開催に寄与すると認められるとき。
- ② 一般へのスポーツ又は両大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。
- ③ 県委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。
- ④ その他会長がスポーツ又は障がい者の社会参加の推進及び両大会の開催に寄与すると認められるとき。

### 《主な使用例》

#### 【国、市町村など】

- 委員会資料に掲載したい
- 広報誌に掲載したい
- 両大会のPR看板、のぼり旗をつくりたい
- 啓発グッズをつくりたい（無償配布するものに限る）

#### 【スポーツ（体育）協会、競技団体など】

- スポーツ大会のプログラムや機関誌に掲載したい
- チームのTシャツをつくりたい

#### 【学校など】

- 校内行事のプログラムに掲載したい
- 運動会の旗にマスコットを入れたい

#### 【民間企業】

- 社内報に掲載したい（外部へ配布せず、企業の販売促進につながらないもの）

#### 【その他】

- 有志で組んでいるチームのユニフォームにマスコットを入れたい（無償配布するものに限る）

**※ただし、制作物、広報物全体として、特定の企業や団体のPRに繋がると判断される場合は、営利目的使用に該当する可能性があります。**

## 使用できる標章及びマスコット等

| 使用できる標章及びマスコット等                                                               |                                                                                                                                   | 申請先                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 国民スポーツ大会マーク<br>(J. G. マーク) 及びブランドロゴ<br>(J. G. マークと「JAPAN GAMES」の<br>ロゴタイプの併用) |                                                  | 第 82 回国民スポーツ大会<br>第 27 回全国障害者スポーツ大会<br>長野県準備（実行）委員会 |
| 国民スポーツ大会を表す文字<br>及び<br>それらを含む造語、結合語                                           | 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、<br>「JAPAN GAMES」、「信州やまなみ国スポ」<br>「信州やまなみ国スポ・全障スポ」等                                                               |                                                     |
| 信州やまなみ国スポ・全障スポ<br>ロゴデザイン                                                      | 行こう。それぞれの頂へ。<br><br>第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 |                                                     |
| 信州やまなみ国スポ・全障スポ<br>マスコット                                                       | 例) <br>長野県 PR キャラクター<br>「アルクマ」<br>©長野県アルクマ       |                                                     |
| 全国障害者スポーツ大会<br>シンボルマーク                                                        |                                                  |                                                     |

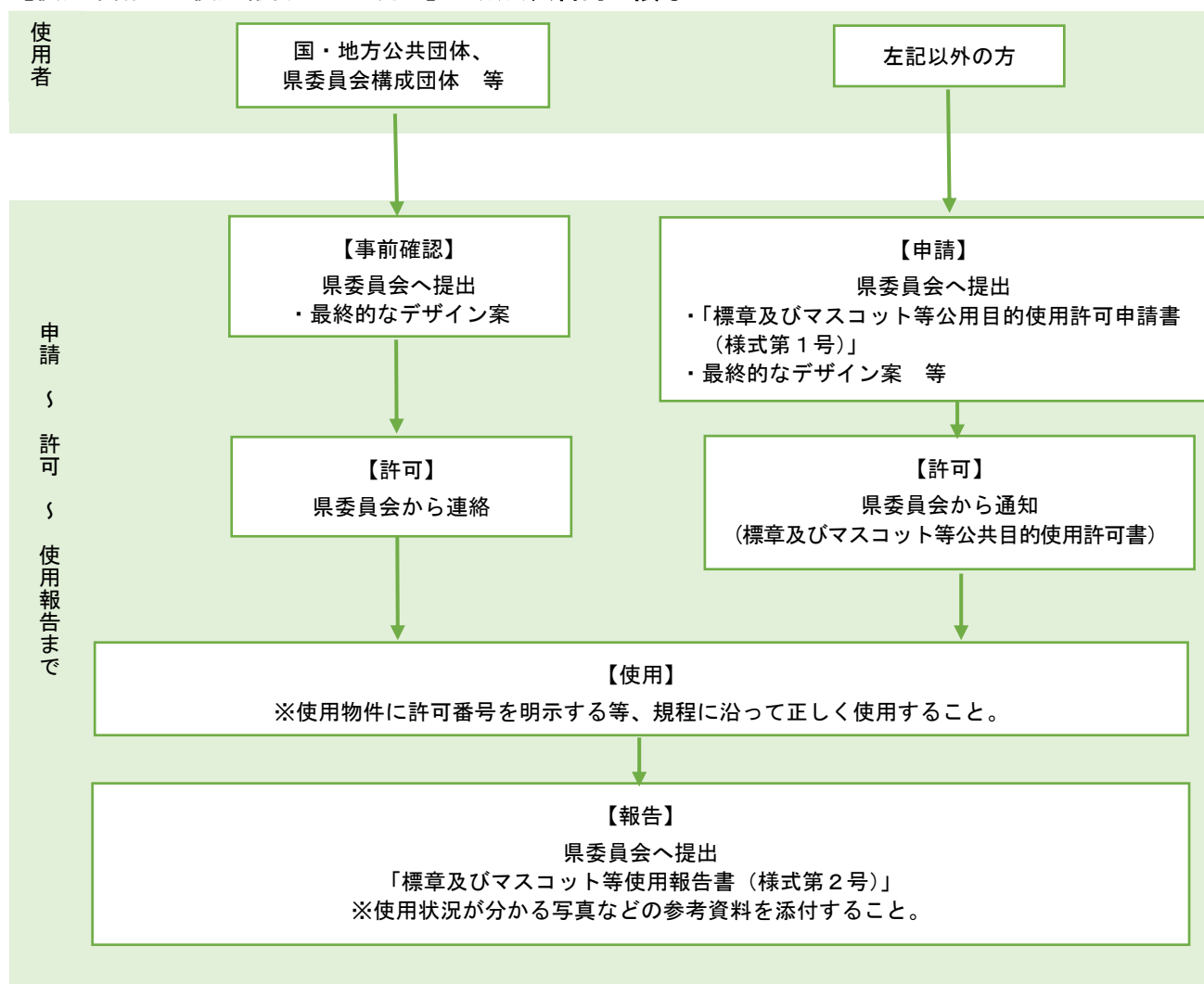
## 使用の手続き

標章及びマスコット等を公共目的で使用される場合は、あらかじめ「標章及びマスコット等公共目的使用許可申請書」（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、**最終的なデザイン案とともに**県準備（実行）委員会へ提出してください。なお、次に該当する者は申請書の提出は省略できます。

- ① 両大会の開催のために市町村が設置する準備（実行）委員会
- ② 国、地方公共団体、JSP0、公益財団法人長野県スポーツ協会、長野県内の郡市体育（スポーツ）協会
- ③ JSP0・公益財団法人長野県スポーツ協会・長野県内の郡市体育（スポーツ）協会に加盟する競技団体
- ④ 公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会及び協会に加盟する競技団体
- ⑤ 第 82 回国民スポーツ大会の公開競技又はデモンストレーションスポーツを実施する団体及び第 27 回全国障害者スポーツ大会の正式競技又はオープン競技を実施する団体
- ⑥ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条の規定による認定こども園及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定障害福祉サービス事業所
- ⑦ 県委員会の構成団体（第 1 号から前号に規定のない団体）
- ⑧ 報道機関（報道目的のみ）
- ⑨ その他会長が特に認める者

※なお、申請書の提出を省略できる場合であっても、あらかじめ、最終的なデザイン案や使用目的等について速やかに県準備（実行）委員会へ連絡し、承認を得ること。

【使用申請から使用報告までの流れ】 ※公共目的に限る



標章及びマスコット等を使用された場合は、使用報告書を各年度終了後または使用期間終了後 30 日以内のいずれか早い期日までに県委員会へ提出してください（報道機関が報道目的に使用する場合を除く）。

## 使用上の注意点

- 書体・字間・色を変えない、透過させない

信州やまなみ国スポ・全障スポ

信州 やまなみ 国スポ・全障スポ



- 文中に使用しない

2028年に開催される 信州やまなみ国スポ・全障スポ では、

- 縦横の比率やバランスを変えない

信州やまなみ国スポ・全障スポ



- デザインを変えない、他のものを重ねない、吹き出しをつけない、取り除かない、反転等させない



がんばろう！



- 特定の大会・団体を推奨しない



〇〇大会を  
応援しています！



◇◇会  
会員募集中！

- 大会マスコットを使用する場合は、マスコットに近接して【長野県PRキャラクター「アルクマ」©長野県アルクマ】と表記する（同一物件内に複数のマスコットを使用する場合は、メインとなる箇所に記載する。その他の箇所は省略可能。）

### 【記載例】



長野県PRキャラクター『アルクマ』  
©長野県アルクマ